

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第69回）

クレーム中の「約」の明確性 ～クレーム中の近似を表す用語を使用する際の注意点～

ENVIRO TECH CHEMICAL SERVICES, INC.,

Plaintiff-Appellant

v.

SAFE FOODS CORP.,

Defendant-Appellee

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

米国特許法第112条(b)はクレームの明確性に関し、「明細書は、発明者又は共同発明者が発明とみなす主題を特定し、明白にクレームする1又は2以上のクレームで終わらなければならない」と規定している。

本事件ではクレーム中の「pHを約7.6～約10」における「約（about）」の記載が、明確か否かが争点となった。

CAFCは、クレーム、明細書及び審査経過の全てを考慮しても約の範囲が不明確であり特許は無効と判断した地裁判決を維持した。

2. 背景

(1) 特許の内容

Enviro Tech社は「処理中に冷却タンク内で過酢酸を用いて家禽を処理する方法」と称する米国特許第10912321号（321特許）を所有している。Enviro Tech社の321特許は、「過酢酸」を用いて「食鳥の処理中にその重量を増加させるための、食鳥を処理する方法」を対象とするものである。